

大口町告示第30号

大口町児童館運営委員会設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町児童館運営委員会設置規程の一部を改正する規程

大口町児童館運営委員会設置規程（平成11大口町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉こども課」を「こども課」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

大口町児童館運営委員会設置規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(庶務) 第8条 運営委員会の庶務は、健康福祉部 <u>こども課</u> で行うものとする。	(庶務) 第8条 運営委員会の庶務は、健康福祉部 <u>福祉こども課</u> で行うものとする。